

平成24年 第3回大崎市教育委員会定例会会議録

1 招集期日	平成24年3月23日(金)	開会 午前9時58分	閉会 午前12時24分	
2 招集場所	大崎市役所 岩出山総合支所 2階 第3会議室			
3 出席委員	委員長	伊東敬一郎	委員 長者 職務代行	小高雄悦
	委員	高橋裕子	委員	戸島潤
	教育長	矢内諭		
4 欠席委員	なし			
5 傍聴者	なし			
6 事務局職員出席	教育次長	柴原一雄	教育次長	成田幸治
	参事	星豪	参事 兼 文化財課長	宮崎龍治
	教育総務課長	吉田秀男	学校教育課長	山口研二
	生涯学習課長	峯村和久	図書館長	星利宏
	中央公民館長	佐々木俊一	教育総務課 副参事	鹿野順子
	学校教育課 副参事	千葉光弘	教育総務課 主幹 兼 係長	横山一也
7 書記	教育総務課 補佐	石田行男	教育総務課 主幹 兼 係長	三浦利之
8 議事	日程第1	議案第5号	人事案件について	
	日程第2	議案第6号	大崎市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則について	
	日程第3	議案第7号	大崎市教育委員会事案決裁規程等の一部を改正する訓令について	
	日程第4	議案第8号	大崎市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について	
	日程第5	議案第9号	大崎市教育委員会共催及び後援名義取扱に関する規程の一部を改正する訓令について	
	日程第6	議案第10号	大崎市スクールバス運行管理規則の一部を改正する規則について	
	日程第7	議案第11号	大崎市スポーツ推進委員被服貸与規程について	
	日程第8	議案第12号	大崎市公民館条例施行規則及び大崎市松山青少年交流館条例施行規則の一部を改正する規則について	
	日程第9	議案第13号	学校教育環境整備推進室設置規程の一部を改正する訓令について	
	日程第10	議案第14号	平成24年度大崎市教育基本方針及び重点施策について	
	日程第11	議案第15号	平成24年度学校教育計画の策定について	

	日程第12	議案第16号	平成24年度生涯学習計画の策定について
	日程第13	議案第17号	大崎市スポーツ推進委員の委嘱について
	日程第14	議案第18号	大崎市学校教育環境整備指針について
9 報告事項		1)	大崎市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関
		2)	大崎市特別職の職員で非常勤のもの日額報酬に関する規則の一部を改正する規則について

開 会	
委 員 長	出席委員定数に達しておりますので、平成24年第3回大崎市教育委員会定例会は成立いたしました。
前回会議録の承認	<p data-bbox="102 398 252 436">委 員 長</p> <p data-bbox="336 398 1235 465">初めに、第1回臨時会及び第2回定例会の会議録の承認を求めます。内容について、ご異議ありませんか。</p> <p data-bbox="102 506 252 544">委 員 長</p> <p data-bbox="308 517 1461 712">2月24日の第2回定例会で、4ページの中程に私の発言で「質疑はありませんか。」と言った後に、私の方から一つありますと言い発言をしました。4ページの真ん中の所に「他の都市においては三師会というのがある」と言って、次に「学校医、歯科医師、薬剤師で、三師会と言います。」と話しました。それから、次に星参事さんの後に教育長さんの発言になっていますが、これは、私の発言のような気がします。そこを訂正お願いします。その他についてはご異議ないものと認め、会議録を承認します。</p>
会議録署名委員の指名	<p data-bbox="102 869 252 907">委 員 長</p> <p data-bbox="336 869 879 936">本日の会議録署名委員を指名いたします。小高委員にお願いします。</p>
教育長報告	<p data-bbox="102 1048 252 1086">委 員 長</p> <p data-bbox="336 1048 1326 1086">次に、教育長報告に入ります。報告事項があれば教育長より報告願います。</p> <p data-bbox="102 1122 252 1160">教 育 長</p> <p data-bbox="308 1128 1461 1256">3月10日、全ての中学校で卒業式が行われました。どこの中学校でも、ピンとした空気の中、正装に表情は引き締まり、震災後一年、不自由な中でも復興の中心となって新たな伝統を築いて来たという、誇らしい態度で卒業証書を受け取る姿が参列者の感動を呼びました。</p> <p data-bbox="308 1267 1461 1335">その後、幼稚園の終業式や小学校の卒業式が滞りなく行われ、大きな子供たちが春の日差しの中に飛び立って行きました。</p> <p data-bbox="308 1346 1461 1413">なお、本日は市内の全ての幼稚園、小中学校で終業式が行われ、明日から春休みになります。</p> <p data-bbox="336 1424 1353 1462">次に、大崎市地区公民館の指定管理に関する合同調印式の開催についてです。</p> <p data-bbox="308 1473 1461 1653">3月9日、おおさき生涯学習センター パレット大崎におきまして、伊藤市長と4月から地域運営に取り組む13ヶ所の自治組織の代表との間で協定書に押印し、調印式を行いました。当日は伊東委員長を始め、来賓者、関係者、合わせて130人の出席をいただき、皆様に見守っていただきながら調印をしました。今後は、地域を熟知している自治組織が地区公民館を運営することから、地域に根差した活動拠点になるものと期待されます。また、そのような大変熱い期待、決意表明がされたところです。</p> <p data-bbox="308 1686 1461 1933">次に3・11大崎震災復興フォーラムについてです。東日本大震災から丁度1年目となる3月11日（日）の午後1時から、大崎市民会館を会場に開催されました。第一部が東日本大震災に学ぶ、この日を忘れない。サブタイトル 地域の役割、行政の役割と題しまして、宮城大学地域連携センター調査研究長がコーディネーターを務め、各地域からと伊藤市長から震災当時を振り返りながら、それぞれの立場での震災対応の課題を基に、今後の対応と復興に向けたフォーラムを展開しました。午後2時46分の黙祷の後、古川北中学校の1、2年生全員により、同校の先生が作詞、作曲した「心ひとつに夢と希望と決意を持って」の大合唱が披露されました。</p> <p data-bbox="308 1966 1461 2049">第2部はビックバンド演奏による復興支援コンサートが開催され、迫力のあるスイングジャズメロディが会場一杯の観客を魅了し、大崎市の参加者の心が一つになった一日でした。</p>

教 育 長

次に、大崎市第1回定例会の追加議案審議会概要についてです。

前回の定例会は、会派代表質問及び予算特別委員会の相互関係についての概要を説明させていただきましたが、議案審議につきましては、3月1日、2日の2日間で行われ、教育委員会関係の主なものは、学校給食費徴収金、契約解除による損害賠償金、奨学金対応事業、旧有備館及び経営保存整備事業などの質疑がありました。内容につきましては、それぞれ担当部署から補足説明をさせます。

以上で教育長報告を終わります。

委 員 長

只今の教育長報告について、補足説明があれば説明願います。

柴 原 次 長

それでは、私の方から議会の報告を申し上げます。

資料と表示されている3ページをお開きください。これから審議していただく案件が大変多いため、掻い摘んで報告をさせていただきます。

学校教育、生涯学習合わせて17名から質疑の申し出がありました。実際には質疑されなかったということもありました。学校教育関係につきましては、学校給食費、幼稚園の就園奨励金、契約解除の損害賠償の補正を提案しまして、ほとんどが減額で、損害賠償のみがプラス170万程の金額でありました。質問については、学校給食の減額理由ということで、震災で供給する期間が少なくなったので減額したという内容等の答弁をしまして、ご理解をいただいているところです。

それから、就園奨励金の減額につきましては、それぞれ内容を説明いたしまして、ご理解をいただいたところです。特に震災関係はどうだったのかということですが、基本的に私立の幼稚園の支援につきましては、県と私立幼稚園の直接のやり取りという形になりましたので、そういった内容を説明し、ご理解いただいたところです。

それから、契約解除につきましては4名の方から通告をいただきまして、うち3名の方から質問をいただきました。なぜ、そういった事態になったのかという流れに対する質問。それから、今後、再度発生するという事もありえますので、全体の流れについては記録を取って保管するようにとご指摘等をいただきました。内容につきましては、そういった判断に至った、あるいは損害賠償が発生した経過をきちんと説明したと考えておりますので、最終的には議決をいただいたという内容でした。

以上で補足説明を終わります。

成 田 次 長

それでは、私の方からは生涯学習関連を説明します。ご覧の3ページの表の中で、発言順番の9番と11番、木村議員と後藤議員からのご質問でした。木村議員のご質問は、指定管理に関して、市民プールと古川総合体育館の指定管理料についての補正でした。この部分につきましては、以前より議員さんから質問があり、震災で受けた使用料の減収分を見直して、その分の管理料を精査して補正したということです。質問の中には、指定管理料にあたっての不慮の事故に対する対応としまして、今般の事例についてはやむを得ない自然災害の中で起きた部分で対応させていただいたと答弁しております。基本的には、市の施設でありますので、不慮の事故への対応については、市の方で考えていきたいと答弁しました。

それから、11番の後藤議員からです。成人式の記念品13万4千円の減額の理由については、ここ数年の議論があり、経過してきたところです。これまで、いろいろな記念品が用いられてきたのですが、近年は写真を記念品としてやっているところ、それから写真を自前でお金を出し合って作っているところ等々ありましたから、統一しましょうということがありました。そういったことで減額を凶ったと答弁し、ご了承をいただきました。

以上で、補足説明を終わります。

委 員 長

今の補足説明を加えまして、教育長報告について質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑がないものと認め、教育長報告を承認します。

## 議 事

委 員 長

次に、議事に入ります。  
本日の議題を上程します。  
初めに、日程第1 議案第5号 人事案件について、を議題とします。

教 育 長

議案第5号の人事案件につきましては、職員の人事に関することですので、教育委員会の会議規則、第5条、第1項規定により、秘密会とすることを取り計らい願います。

委 員 長

ただいま、教育長から人事案件について、教育委員会、会議規則に基づきまして秘密会とすることについて発言がありました。秘密会にすることについて異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

議案第5号人事案件について、秘密会とします。教育次長及び学校教育課長を除く他の方々はご退室願います。

委 員 長

次に、日程第2 議案第6号 大崎市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則について

日程第3号 議案第7号 大崎市教育委員会事案決裁規程等の一部を改正する訓令について、を一括して議題とします。

教育総務課長

それでは、議案第6号 大崎市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則について、及び議案第7号 大崎市教育委員会事案決裁規程等の一部を改正する訓令について、ご説明します。

はじめに、大崎市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則について、ご説明します。

この度、市史編さん事業が完了したことにより、文化財課の担当と事務分掌を見直したものであります。具体的には、これまでの文化保護担当と市史編さん担当を調査担当と保護担当に改め、それぞれ担当事務分掌を定めるものであります。

また、教育委員会の職及び職務の規定が、3条にわたって規定されていたものを市長部局に準じ、第11条の1条のみで規定し、2条を削るものであります。従いまして条が繰り上がることから、目次についても改めるものです。

次に大崎市教育委員会決裁規程等の一部を改正する訓令について、ご説明します。

大崎市教育委員会行政組織規則を改正しますと、条が繰り上がることは説明したところですが、大崎市教育委員会の事案決裁規程、学校教育環境整備推進室設置規程、図書館等建設準備室設置規程、大崎市公民館地域運営推進室設置規程の4つの規程について、同規則を引用しているため、条ずれが発生することになります。従いまして、これら4つの規定について、引用条項を合わせるために改正を行うものであります。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

委 員 長

それでは、2件について一括、審議します。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑なしと認め、現案のとおり承認します。

次に、日程 第4 議案第8号 大崎市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について、を議題とします。

教育総務課長

議案書の14ページからでございますが、議案第8号、大崎市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について、ご説明します。

この度、宮城県教育委員会では、県内の公立学校において、防災主任を設置する方針を定めたところですが、市教育委員会、規則に位置付けを明確にするための規則改正について、これを受けて大崎市立学校の管理運営に関する規則に、防災主任を位置付けると共に、条が繰り下がるために、目次と運用条項を定めるものであります。

以上です。ご審議の程よろしく申し上げます。

委員長

議案第8号、大崎市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について、ご質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑なしと認め、現案のとおり承認します。

次に、日程第5 議案第9号 大崎市教育委員会共催及び後援名義取扱に関する規程の一部を改正する訓令について、を議題とします。

教育総務課長

議案第9号 大崎市教育委員会共催及び後援名義取扱に関する規程の一部を改正する訓令について、ご説明します。

大崎市教育委員会が、共催及び後援名義の使用を承認しようとする際は、当規程の承認基準に基づいておりますが、市長部局の承認基準と照らし合わせたところ相違点が見つかりましたので、今回、改正するものであります。具体的には、主催者が入場料や参加料等を徴収する場合、それが営利目的でないことが確認するため事業報告書に収支報告書の添付を義務付けるものであります。また、この規程に定めのない事項の取扱を定めるものでもあります。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

委員長

法案について質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑なしと認め、現案のとおり承認します。

次に、日程第6 議案第10号 大崎市スクールバス運行管理規則の一部を改正する規則について、を議題といたします。

学校教育課長

議案第10号 大崎市スクールバス運行管理規則の一部を改正する規則について、をご説明します。

この、規則の改正に至りましたのは、来年度から鳴子幼稚園を休園しまして川渡幼稚園に統合します。その関係で鳴子地域の子どもたちが幼稚園の距離が遠くなったということもありまして、これまで運行してきませんでした鳴子地域に、新たに幼稚園バスを走らせるということになりました。

その関係で資料の21ページの新旧対照表を見ていただきたいと思います。無と表示されたものを、全域と改めるものです。

以上です。ご審議の程よろしく申し上げます。

委員長

ただいまの件につきまして、質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑なしと認め、現案のとおり承認します。

委員長

次に、日程第7号 議案第11号 大崎市スポーツ推進委員被服貸与規程について、を議題とします。

生涯学習課長

それでは、議案第11号 大崎市スポーツ推進委員被服貸与規程について、をご説明します。

大崎市のスポーツ推進委員は、これまでは体育指導員という名称でございましたが、平成18年度の合併以来、2年以下の任期で2回ほど改正されております。

平成18年度には、委員全員に、2年後の改正期には、新しい委員にジャージと Polo シャツを支給してございましたが、その根拠となる被服貸与規程が定められていませんでした。

今回、平成24年4月1日付けで任期外となりますことから、大崎市スポーツ推進委員被服貸与規程を定め、根拠を明確にするものです。規程の内容説明は省略させていただきます。

よろしく申し上げます。

委員長

ただいまの件につきまして、質疑はありませんか。これは、デザイン等出来上がっているのですか。

生涯学習課長

デザイン等はまだまだです。

委員長

それでは、これからということですか。非常に素晴らしいものが出来ることを期待しております。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑なしと認め、現案のとおり承認します。

次に、日程第8号 議案第12号 大崎市公民館条例施行規則及び大崎市松山青少年交流館条例施行規則の一部を改正する規則について、を議題とします。

中央公民館長

それでは、議案第12号 大崎市公民館条例施行規則及び大崎市松山青少年交流館条例施行規則の一部を改正する規則について、ご説明申し上げます。

その前に、お手元に議案の差替えということで、文言の修正がありましたので、こちらで説明をします。こちらの方をご覧ください。

当議案につきましては、市民から公民館等の申請様式に複数回、利用目的や団体名等、同じことを何回も書かなくていけないので不便だと、1枚の申請書に複数回の記入が書けるようにしてほしいと要望があり、様式の書き方を利便性を考慮したものに変更を行うものです。

新旧対象表34ページ。これに関わる条文3行から8行の部分が申請書の様式変更に伴うものです。具体の様式につきましては、29ページに旧様式があります。お手元に現行の様式、複写式のもので見比べていただくと、このように変更になったということで、一件しか書けないものが一申請で5回まで申請できるというような改正です。

それから、もう一度34ページの新旧対照表に戻りまして、第9条ですが、これにつきましては指定冷暖房料の徴収ということで、4月から指定管理料ということで、指定管理者は管理する地区公民館を利用する際に、地区とか教育委員会が冷暖房料の支払い義務が生じないように改正するものであります。

また、11条以下、様式等の変更に伴うものでございます。

それから、35ページの大崎市松山青少年交流館条例施行規則については、今、申しあげたものと同様です。

よろしくご審議申し上げます。

委員長

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

委員長

質疑なしと認め、現案のとおり承認します。

次に、日程第9 議案第13号 学校教育環境整備推進室設置規程の一部を改正する訓令について、を議題とします。

鹿野副参事

36ページ、議案第13号 学校教育環境整備推進室設置規程の一部を改正する訓令について、説明します。

学校教育環境整備推進室設置規程につきまして、第2条は文章中の改正でございます。

38ページの新旧対照表をご覧ください。現行、第2条、第1項の学校教育環境整備指針の策定については、作業を終了することから、平成24年度以降、学校教育環境整備事業を実施していく予定です。そのために、今回、改正するものであります。

以上、よろしく申し上げます。

委員長

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑なしと認め、現案のとおり承認します。

次に、日程第10 議案第14号 平成24年度大崎市教育基本方針及び重点施策について、を議題とします。

生涯学習課長

それでは、はじめに私の方から、生涯学習部門について、ご説明します。

昨年度と変更になった部分と新たに加わる部分についてのみ、ご説明します。41ページをお開きください。41ページの豊かな心を育む生涯学習の充実では、下線部分で、生涯学習推進本部を設置し、生涯学習推進計画を策定するということを明確にし、これをまでの生涯学習推進体制の整備を確立すると変更しました。

それから、同ページの下3、これまでの学校、家庭や地域住民等の相互の連携協力という表現が、これまでは手段となっておりましたことから、今回、家庭、地域、学校の共同による教育力の向上という表現に改めて、他と同様に目的を示す表現とさせていただきます。

続いて、42ページをお開きください。4の芸術文化活動の振興につきましては、復興の意味も含めまして、市民の心に潤いを与えという文言を挿入し、音楽が聞こえる街づくりを新たに加えて、芸術文化鑑賞に学習機会の提供を加えた表現にさせていただきます。

続いて、スポーツ・レクリエーションの振興では、本年1月に仙台大学と事業連携協定を締結しましたことから、大学等との連携協力を新たに加えていただきました。

また、下の7の青少年の健全育成については、地域が学校を支援する体制を強化し、将来の大崎市を担う青少年の活動の充実をさせていくことを明確にした表現に改めさせていただきます。

以上、説明を終わります。

千葉副参事

41ページの学校教育の充実というところをご覧ください。以前に説明させていただきましたけれども、文言を、この下線のように変えさせていただきますと思います。

まず、震災からの復興ということ、それから、小学校は今年度から学習指導要領が完全実施。それから、中学校は、来年度から新学習指導要領が完全実施ということになりますので、その趣旨を踏まえた教育課程の編成実施と変えさせていただきますと思います。

以上、説明を終わります。



委員長

大崎市教育基本方針について、生涯学習並びに学校教育双方から説明がありました。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑なしと認め、現案のとおり承認します。

次に、日程11 議案第15号 平成24年度学校教育計画の策定について、を議題とします。

千葉副参事

平成24年度学校教育計画の策定について、ご審議いただきたいと思います。

45ページをお開きください。(1)の学校教育を重点とする学校教育の充実につきましては、先ほどお認めいただきました。

それから、具体的な重点的な政策が1から5まであるのですが、その大きな項目に変更はございません。その中の努力点について、何点か変更をさせていただきたいというところ です。

重点1の中に、4番として、特別支援教育の充実ということを入れさせていただきたい と思います。

それから、重点4の努力点の中に1番として、大学との連携やという文言を入れさせて いただきたいと思います。

それから、3番のところに、防災意識の高揚という言葉を入れさせていただきたい と思います。

それから、重点5の努力点の1番に「大崎市いい音楽の日」の推進ということで、こ れを入れさせていただきたい と思います。

それから、46ページ以降につきましては、具体の事業につきまして、省略させてい ただきました。細かい説明は、省略させていただきます。

以上、説明を終わります。

委員長

質疑はありませんか。

千葉副参事

46ページですけれども、(3)の文科省・県教委他研究指定校等の箱の中の3番 目、学び支援コーディネーター等の配置事業ということでございます。この趣旨という ところに書いてありますが、被災地における児童生徒の放課後や週末、長期休業期間等 の学習支援のために学習活動のコーディネーター等を配置し、子どもたちの学習支援に 当たるという事業です。

それから、47ページの表の一番上です。志教育の支援事業、県教委の事業がござい ます。これは、趣旨にありますとおり、県で推進を図っております。志教育を県内に推 進していくために、大崎市としては、西中学区で取組みをしていただいて成果を広げて いきたいと考えております。

ここには、西中学区の小中学校の他に、古川特別支援学校、古川高等学校と連携を図 りまして、志教育の方を研究、推進していきたいと考えております。新規としては、こ の二つです。

委員長

今の説明に関しまして、事業計画も含めて、ご質疑ありませんか。

戸島委員

「大崎市いい音楽の日」につきまして、これまでも発表会とか音楽会を入れさせてい ただいたのですが、今年度どのように変わっていくのかということの説明をお願いしたい と思います。

## 千葉副参事

昨年度は2学期からの取組みということでスタートしました。昨年度は、各学校では1年間の教委計画を全て作っておりましたので、特に新しい事業とか取組みなどは、入れるというのは、なかなか難しい部分がありましたので、現在やっている音楽活動を展開してほしいということで、昨年度は、スタートしたのですが、24年度につきましては、教育計画の中にきちんと位置付けていただいて、基本的には11日を「いい音楽の日」とすると。ただ学校の事情等ありますので、学校の事情に応じて、「音楽の日」を設定していただいて、具体的には、学校で取り組んでいただいて、小学校であれば、音楽朝会、各学年の音楽発表とか、全校の音楽発表などを。毎回は難しいかもしれませんが、地域の方々を招待して聞いてもらったり、あるいは歌ってもらうという取組みも考えられます。中学校におきましては、これもいろいろ考えられんですが、ブラスバンドを活用した音楽会なども考えられると思います。

それから、大きなもう一つの取組みとしては、北中の先生が作られた、「心ひとつに」という歌がございますので、これを市全部の小中学校で歌い継いでいきたいと考えているところです。

以上です。

## 委員長

他に、質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑なしと認め、現案のとおり承認します。

次に、日程第12 議案第16号 平成24年度生涯学習計画の策定について、を議題とします。

## 生涯学習課長

それでは、議案第16号 平成24年度生涯学習計画の策定の内容につきまして、主な変更点と新しく加えた部分のみを説明します。

55ページをお開きください。この中の1番の(1)生涯学習推進体制の充実につきましては、具体の事業としては、平成24年度中に生涯学習推進事業計画を策定することとしております。また、下のイの部分でございますが、人材バンクにつきましても、市内全域に拡大しての登録と啓発を計画としております。

ページ飛びまして、58ページになります。(5)学習環境の整備です。図書館等整備事業につきましては、震災の影響によりまして、2年程伸びることとなりましたが、それに向けての啓発と事業推進を図るために、子ども学習推進事業、市の地域づくり図書館等充実事業、図書館蔵書整理事業の3事業を明記しております。

59ページの(2)です。地域活動の推進では、新たに学校支援ボランティア事業を加えまして、平成24年度から市内小中学校の全校にボランティア保険を掛けさせていただいております。

地域の人々が、学校を支援していく体制づくりを推進していくことにしております。

それから2ページ程飛びまして、61ページをお開きください。

学校教育とも連携を図りますが、この中の「音楽が聞こえる街づくり」におきましては、音楽鑑賞事業、歌唱部門と演奏部門の2部門におきまして、市内小中学校へプロのアーティストを派遣する事業を企画させていただきたいと考えております。

それから、学校と連携しての「いい音楽の日」事業推進。各地域の街角音楽祭。これもストリートミュージックフェスティバルといった名称になると思いますが、そういった内容のイベントを開催していきたいと考えております。

飛びまして、65ページになります。スポーツ・レクリエーションの振興では、昨年度、法改正によりまして体育指導員がスポーツ推進委員となったことで、これまで以上に地域のスポーツ振興の為に、指導だけではなくて事業の企画運営に、このスポーツ推進委員が携わっていただくこととしております。

それから、67ページです。仙台大学の連携のもとに、具体の事業を展開することとしておりまして、既に仙台大学と事前協議が終了しております。

それから、68ページでございます。

生涯学習課長

青少年の健全育成につきましては、69ページの下(2)でございます。学校との連携協力の放課後子ども教育推進事業におきまして、三本木小学校、松山小学校に加え平成24年度から、新たに下伊場野小学校でも地域の方々が、放課後子ども教室の事業を推進することとなっております。

最後に71ページの文化財についても説明させていただきます。文化財保護体制の確立につきましては、文化財の保護、文化財の活用、文化財の保護の活用と三つありますが、特に旧有備館及び庭園等の被災しました指定文化財の復旧事業に主体的に取り組んでいくということにしております。

以上、説明を終わります。

委員長

新たに行う事業等も含めて説明がありました。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑なしと認め、現案のとおり承認します。

次に、日程第13号 議案第17号 大崎市スポーツ推進委員の委嘱について、を議題とします。

生涯学習課長

議案第17号 大崎市スポーツ推進委員の委嘱について、ご説明します。

大崎市スポーツ委員の任期は2年となっております。平成24年4月1日から平成26年3月31日までの任期で新たに委嘱されることとなります。94名の定数に対しまして、今回74ページから77ページまで、それぞれ名前が明記されていますが、今回87名を委嘱するものでございます。内訳は、男性が60名、女性は27名で、そのうち新任のスポーツ推進委員は19名という内容となっております。なお、現在のところ7名につきまして、まだ推薦が挙がっておりませんが、出来るだけ早い時期に各地域と相談いたしまして、適任者を見つけ、随時、委嘱していきたいと考えております。

以上でございます。

委員長

スポーツ推進委員の委嘱について、質疑ありませんか。

これは、例えば地域のスポ少であるとか、それぞれの地域の各種、協会であるとか、そういうところとは、あまり意識しないで委嘱されているということになりますか。

生涯学習課長

旧市、町単位で、それぞれどこに頼んで推進してもらうのか。いろんな範囲があったものですから、それを引きずった感じになるのですが、今、基幹公民館とかに、いい人材はいないかということで、結構年齢が上な方については、今回、自主的に御引退していただいて新しい方を入れるような形で選考させていただいております。

委員長

では、この方々の活躍と有効活用をよろしくお願いします。

ほかに、ご質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑なしと認め、現案のとおり承認します。

次に、日程第14号 議案第18号 大崎市学校教育環境整備指針について、を議題とします。

鹿野副参事

それでは、議案第18号 大崎市学校教育環境整備指針について、説明します。本日、お手元に配布させていただいております。大崎市学校教育環境整備指針の別冊と協議訂正一覧資料を基に説明をさせていただきたいと思っております。前回までは、10項目について、協議をいただいたところです。

その協議の内容を踏まえまして説明します。

それでは、3月23日提出となっているものをお開き願いたいと思います。また、それに合わせて資料、議案第18号大崎市学校教育整備指針について協議による訂正一覧というのも合わせてご覧いただければと思います。

整備指針の表紙を1枚捲っていただきまして、はじめにということで、大崎市として、学校教育環境の国の方針を明確にするため策定したものであると述べております。

次のページの目次に入りまして、1ページに策定にあたってとなっております。そして、大崎市が目指す教育環境の理念から始まって、2の策定の経過となっております。この策定の経過ですが、協議修正として、住民説明懇談会やパブリックコメントの実施についての説明文言を加えましたことと、策定の計画を図表にしたという所が修正点となっております。

次に2ページをお開き願いたいと思います。こちらにつきましては、3教育環境の目指す姿と推進手法ということで、はじめに、事業の実施期間を表として記載しているところです。

次に、項目ごとに将来像、検討再項目、推進手法を載せています。なお、内容については各項目で行います。

次に11ページをお開きください。子どもたちにとって望ましい教育環境整備に向けてと題しまして、項目別の検討結果と具体的方策及び推進手法を記載していく形になっております。

第1項、幼稚園教育の方向性と民間活用の拡大については、12ページからとなっております。そこで、一つ協議していただきたいというところがあります。将来像のタイトルとして、〇子どもたちにとって望ましい教育環境整備向け〈目指す姿〉と載せていますが、こちらについては再協議をしたところ、削除してもいいのではないかという意見もあります。

1項の次に、将来像をそのまま直ぐ載せていいのではないか、ということですので、こちらにつきましては、協議をしていただきたいと思うところです。

次に13ページをお開きください。①の幼児教育の重要性と行政の役割というところから、④までについては変更がありません。

次に16ページをお開きください。⑤の民間活用の妥当性・可能性と推進手法についてです。協議の中でも民営化について載せるべきかどうか議論がいろいろありました。その中で現状の5行目以降、これは調査内容についてです。5行目以降から17ページまでについて削除していいのではないかということで、協議していただきたいと思います。

次に19ページの推進手法です。

こちらについては、前期の二つ目ですが、これまでは子どもたち教職員の交流、連携事業を実施するため市がコーディネートとして、幼稚園や保育所と小学校の連携協力校を設置する。となっておりましたが、文言整理をしまして、このように、幼稚園や保育所と小学校の連携協力校を設置し、子どもたちや教職員の交流連携事業を実施すると文言を換えて修正したところです。

以上が第1項目の修正点です。

次に22ページをお開きください。第2項通学区域の設定と区域外通学の弾力的運用です。こちらにつきましては、将来像の二つ目に「学校の」ということで、冒頭に「学校の」を加えているということです。

次に三つの具体的方策は変更はありませんので、25ページに移っていただいて、25ページの推進手法です。この推進手法、前期の計画の三つ目です。「児童数の増加による大規模校対応策としての通学区域の変更は行わない」となっておりました。そこを行わず増改築で対応すると訂正をするものです。また、後期計画の二つ目でございますが、こちらにも冒頭に「学校の」という文言を加え、学校の指定変更と区域外通学については、と訂正をかけたものです。2項については以上です。

次に28ページ第3項について、教育施設再編の必要性和統廃合の推進です。こちらにつきましては31ページをお開きください。こちらについても文言訂正があります。一番上の課題というところですが、標準学級数未満と明記していたものを学級数基準未満に文言を改めたものです。

次に下の具体の方策ですが、こちらは、①の次に星印があります。その部分につきまして、大崎市の学級数基準を目標値としということで、こちらにつきましても合わせながら文言訂正をしていくということです。また、同じく31ページの③ですが、統廃合計画の考え方ですが、こちらについては、一つ目ですが、こちらについても修正をしています。これは、以前は小学校の統廃合については、隣接する小学校の統廃合の対象校となるので旧市町の枠にとられることなく、統廃合を検討するとしていたものを文言修正しまして、小学校の統廃合については隣接する小学校の対象校となるので、旧市町にとられない検討も必要であると文言を整理したところです。

次のページ33ページになります。この推進手法ですが、推進手法については変更はありません。

第3項についての修正点は、以上です。

次に第4項について、42ページをお開きください。第4項、教育現場への人的支援体制の充実です。将来像はそのままです。①の教員補助員についてですが、現状の部分の7行目以降ですが、これまでは教員補助員の配置状況について文章化をしていたところですが、20年度から23年度までを表に改めたということです。

次に43ページに課題と具体の方策ですが、こちらの具体の方策の部分につきまして、以前は緊急雇用創出事業が23年度で終了するが、という文言について、24年度も継続することになったが、と直し、それ以降も学校現場のニーズ把握と要望を踏まえ配置、ニーズという一文字を削除していただき、配置するよう努めていくと整理したところです。

次に44ページです。④子どもと親の相談員・生徒指導推進協力員についてですが、この生徒指導推進協力員につきましては現在事業が終了しているということから、その部分を削除しています。よって、44ページの一番下の部分の2行目も削除したというふうに、そして、また45ページの表ですが、こちらは、現状23年度分も入れ込んで、現状の表に改めたということです。

次に46ページをお開きください。⑤のスクールソーシャルワーカーについてですが、こちらは、前回の協議の関係です。課題と具体の方策につきまして、相談体制の充実の「子どもたちの」を「児童生徒が」で、統一したということです。

次に48ページをお開きください。⑦の外国人子女の学習・生徒指導者についてです。こちら3行目で、以前は定数加配で教員を配置していると書いていたものですが、きめ細かな指導を行うため、教員定数に上乗せした教員を配置していると改めています。また、6行目の定数加配教員という表現を加配教員と改め、また、注釈も付け加えたということです。

以上、4項の修正点です。

次に52ページをお開きください。第5項適正なスクールバスの運行についてです。こちらについては53ページの①の部分、スクールバスの運行基準に係る統一性の確保ということで、課題と具体の方策の部分の具体の方策です。これまでは、下4行に二つの項目で、運行基準に満たない通学距離の児童生徒については、乗車定員に余裕があれば、乗車させることも可能とする。また、地域の気候や地理的条件等の特殊事情を考慮し、弾力的な運行計画も策定するものとする、となっていました。それを、なお書きとしまして、なお、地域の気候や地理的条件等の特殊事情がある場合は、乗車も可能とするということで、検討委員会の検討結果の整合性をとったというものです。

次に54ページです。②の保護者負担の妥当性についてです。こちらについても、三つ目の協議になりますが、検討していただければと思います。といいますのは、こちらの方の54ページの下の方に、参考という箱に入っている資料があります。こちらにつきましては、他町村の部分についても記載されているということですので、削除したいと考えています。

以上が、第5項の修正点です。

次に60ページをお開きください。第6項 幼稚園等・小学校・中学校の連携についてです。将来像については、協議によりまして中1ギャップの後に「等」という言葉を加えたということです。

次に、①の園児・児童の交流事業実施についてですが、下の現状につきましては、交流事業の件数のみを表として掲載をさせていただきました。それに合わせまして、61ページの課題と具体的方策の部分ですが、園児と児童の交流事業の推進のところで、こちらについては、結果のみを記述し最後の2行に全体として活発に交流が行われる状況ではなく、今後、交流事業が図られるように推進していく必要があるという文言を加えたというところです。

次に63ページをお開きください。④の教職員の情報交換と課題研究についてですが、下の2行目について学校の種別を越えての課題研究は、文部科学省のモデル事業に指定された場合には行われたが、恒常的な課題研究は例がなく課題の共通理解等に留まっている。の文言を削除したというところです。

以上、第6項の修正点です。

次に70ページをお開きください。第7項 学校給食の安全確保と計画的な施設設備の推進です。こちらにつきましては、71ページの下の方に課題と具体的方策の方として、安全な食材の提供の部分について、放射能汚染の不安、そして、安心安全な給食を提供していくという方策で、この表を追加したというところです。

次に72ページをお開きください。Aエリアですが、課題と具体的方策の部分にこれまでは、もう一つ鳴子温泉地域の完全給食化の表がありました。その部分につきましては終了しているということで、削除したというところです。また、全体に関わる部分でございますが、統合という文言も入れてましたので、休園に全て修正したというところです。

以上、7項の修正点です。

次に84ページをお開きください。第8項 教育施設設備の計画的設備です。こちらにつきましては、①の教育施設の耐震補強・大規模改造工事の実施についてですが、現状について、全て文言を現状、震災関係、震災によらない計画的施設整備と分け、文章を整理したというところです。

次に85ページですが、85ページの課題と具体的方策の二つ目、児童生徒数の推計に基づく増改築工事の実施についてですが、こちらには、現状に合わせた具体的増改築状況を記載しているということです。

次に86ページになります。具体的方策の一番下の部分ですが、こちらの部分につきましては、緑化計画の部分でして、いろいろな意見を皆さんにいただいたところですが、最後から2行目「面積要件も考慮すべきことから」というところで、これまでの例は、というようにと載っていたのですが、総合的な検討が必要であるという文言で締めたとというところです。

以上、第8項の修正点です。

次に90ページをお開きください。第9項 園児及び児童生徒の危機管理体制構築です。こちらにつきましては、90ページの①園舎、校舎等の安全確保対策の部分ですが、現状の部分の一番下の2行目、なお書きで、放射能対策についても明記したというところです。1行、入れ込んだということです。

次に91ページの②園内、校内における教職員の危機管理対策です。こちらにつきましては、現状の4行目に、これまでは、ネットランチャーの部分を含めて載せていました。こちらについては、防犯用器具ということで訂正をしているというところです。

次に92ページをお開きください。③の園外、校外における危機管理対策についてです。現状の部分に、これまでは、いろいろ説明を加えたところですが、「以下のことと、行っている」と1行に整理しています。

以上、第9項の修正点です。

次に96ページをお開きください。第10項 地域の連携強化です。地域との連携強化ですが、こちらの方の将来像についてです。これまでは、「学校が地域社会と融合し」と表現されていましたが、そこを「学校と地域社会が連携し」と訂正を加えたというところです。

次に98ページです。課題の一番目、地域に開かれた学校づくりですが、これまでは、学校の余裕教室の転用という文言が入っていましたが、「学校施設の教室転用を」ということで、余裕教室という言葉が削除しているというところです。

次に、学校評議員制度の導入ということで、これまでについては、学校評議員制度を導入するという形で表記していましたが、もう既に活用が図られているということで、具体的の方策についても学校評議員制度を活用しながら、私立全小中学校のよりよい学校運営を図っていくという文言を訂正しています。

次に、災害時の避難所としての学校の役割についてですが、具体的の方策の二つ目で、県教育委員会での部分ですが、これまでは、今後学校への配置が検討されている「防災担当教員」という表現にしていたところですが、ほぼ決まっているということで、「学校への」文言の「の」を取って「学校へ配置されることになった」と訂正しているところです。

次に99ページの推進手法ですが、これまでの部分を課題の方策の部分に照らし合せまして、三つ目の部分でございます「学校評議員制度については、導入をするところから、学校評議員制度を活用し、地域社会に開かれた学校づくりを一層進めていく」としたものです。また、四つ目ですが、これまでは、小中学校の情報提供拡大のためのウェブサイトの講習の事がありました。後期計画に載ってまして、検討するという文言で閉じてましたが、それが、来年24年度に実施をするということが予定されていまして「ウェブサイトの作成講習会を実施すると」というふうに、前期計画にもっていった改めたというところです。

また、最後となりますが、これまで3項の表ですが、全体の部分にありました、こちら3項ということなので、推進手法の後ろにもっていくという形で、後部にもってきたということです。

以上、10項目全てについて、修正点の説明をしました。

委員長

何てお話しをするか迷っていますが、非常に短期間の間に箇所修正をしていただき、指針の完成にほぼ近づけていただいたということです。教育委員を代表して感謝を申し上げます。ほんとうにご苦労様でした。

これからの進め方ですが、たくさんの項目がありますので、協議と示していただいたところを先にやりたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、今日いただきました資料の1ページ、12ページのところの幼稚園教育の削除ということですが、これについては、これまでもお話しがあったように、いわゆる子どもにとっての望ましい教育環境整備に向けてというのが、これ全部なのです。全部を指している訳なので、それは省いていいのではなかという意見があったと記憶しています。いかがでしょうか。

小高委員

省いて、よろしいと思います。

委員長

それでは、NO5の要協議は削除することに決定いたします。

それではNO6の協議ということですが、これは、16ページから17ページにかけての一般的にということからの17ページ迄の終わりまでです。ここについてのご意見を伺いたしたいと思います。これまでの審議では、ここのは削除していいのではないかと方向で話が進められてきたと思います。改めてご意見をいただきたいです。

小高委員

あまり根拠はないのですが、民営化のメリットとデメリットを残して、その他のものは、議論がばらばらになってしまうので削除してもいいと思うのですが。メリットとデメリットは、参考に残した方がいいのではないかと思います。

委員長

他の委員さん方は、どうですか。

17ページの下の方の二つの囲い、これは残すということですが、

教 育 長 折角、整理したものなので、今後検討する際にも残しておいた方が、何かにつけても便利なのではないでしょうか。

委 員 長 はい、そうです。市民の方々に提示するという事もありますけれど、私達が審議していく。あるいはいろんなところで議論をしていくうえでの参考として、残していこうという御意見です。  
お二人の委員さん、いかがでしょうか。

高 橋 委 員 ⑤として、民間活用の妥当性と可能性とありますので、今後のために残していた方がいいと思います。

委 員 長 戸島委員さん、いかがですか。

戸 島 委 員 そうです。私も民営化と民営委託の検討の部分については結果は分かっていますので、特にわざわざ載せる必要もないかと考えております。  
メリットとはそうですが、デメリットの部分については、民営化の事について述べているので、これから次のページに渡って民営化の事は書いていますので、載せなくてもいいのではないかと思います。

委 員 長 それでは16ページから17ページのところです。×印で示されている資料のところの中で、下の民営化のメリット、デメリットについては残すということで決定してよろしいですか。

教 育 長 付け加えて、この二つを残す場合には、この米印が二つ付いていますが、特に米印を二つ付ける理由はないので、この米印を取ってしまって、米印、参考という形で、箱に民営化のメリット、デメリットとすることで、どうでしょうか。

委 員 長 二つに米印をしないで、米印を一つにして、参考として資料的なものとして、二つを示すというご意見がありました。いかがですか。  
  
それについてご異議ありませんか。  
  
(「異議なし」の声あり)

それでは、米印をして、参考として民営化とメリット、デメリットと修正をしたいと思えます。  
NO6については、一部修正ということになります。  
  
次に資料3ページ、NO25、ページ54の表の削除、注釈の削除。これは、この前の審議の時は要らないのではないかという話しで落ち着いたように記憶いたしています。  
ご意見いただきます。

戸 島 委 員 削除でよろしいのではないのでしょうか。あえて、これを載せる必要はないと思えます。

委 員 長 それでは、今お示しした原案のとおり、これは削除と決定します。  
  
後、大きな協議事項として示していただいたのは3ヶ点です。その他にこれまで、暫く審議をしてきまして、文言の表現であるとか、あるいは、図表にした方がいいとか、そういったことでの意見が出されていて、それをまとめていただいたのが、その他の項目であります。

戸 島 委 員 検討項目は全て終わっていましたか。



鹿野副参事

前回のところを確認しますと、今回、皆さんに修正点を差し上げた部分につきましては、いろいろご意見を出されていて、全項目、いろいろご意見は出されたところの方では理解しております。

委員長

9項、10項についても審議は終えているということですか。

鹿野副参事

例えば9項の部分であります。ネットランチャーの部分とか、10項についても、先ほど、話しが出ました防災担当教員配置の部分とか、既に学校評議員制度は、活用されていますとか、そういう部分についても、いろいろご意見をいただいたというところですので、その部分について、今回、全ての修正というのを入れて、今回お示しをしたというところでは。

委員長

今、説明のあったとおりです。ただ、9項、10項については、これでいいのかというところまでいってなかったということです。

委員長

それでは、資料1ページのNO1から確認をしていきます。これは、教育委員の5人の意見の一致をみて、この様に変えられたわけですので、異論はほとんどないはずですが、ただ、細かい部分だけの修正でございますので、まず1ページを見て、ご意見なり、あるいは確認なりをお願いします。

NO9の最後のところで、増改築等に対応するという非常に大切なポイントですので、もう一度確認をお願いします。よろしいですね。

学校変更は行わないと終わっているのに対して、増改築等によって対応しますと付け加えたらいいだろうとそういう方針でいきたいと思います。これで、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

では2ページにいきます。私から一点だけ気になったことがあるんですが、NO14市町の枠にとらわれないというのは、これは、旧市町で旧が抜けていたということです。

鹿野副参事

すみません。原稿は直っています。

柴原次長

4項の中の45ページの子どもと親の相談員の配置状況の表がありますが、職種で子どもと親の相談員の種類しかないもので、表としては職種の部分は要らないので削除させていただきたいのですが、どうでしょうか。

委員長

確かに、そうですね。それでは、子どもと親の相談員の配置状況の表の職種を削除するで修正をお願いします。

鹿野副参事

はい。

戸島委員

次のページの46ページも見ますと、同じ様に職種が入っています。こちらと同じ様に削除してもよろしいのではないですか。

委員長

それでは、加えて46ページの職種を削除するでよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

2ページについて、他にありませか。

成田次長

46ページの課題と具体的方策の中で、具体的方策が、「子どもと親の相談員、生徒指導推進協力員と同様の方策」と載っていますが、前のページと同じ方策だと言っているのですが、前のページの生活指導推進協力員を削除しているの、この欄でも削除しなくてはいけないと思います。

鹿野副参事

はい。

委員長

今、貴重なご意見をいただきましたが、前回も申しあげましたけれども、ご出席の部課長さん方にも、お気づきの点、あるいはご意見等あったら、ご遠慮なくお願いします。

46ページの生徒指導推進協力員の所を削除でよろしいですか。  
それでは、2ページ他にありませんか。

(「なし」の声あり)

それでは、3ページに入ります。

中央公民館長

47ページの上から、7行目、学校行事や特別活動等の教育活動における外国語指導及び生徒との交流とありますけれども、例えば小学校でも行っているの、生徒とを児童生徒とした方がよろしいのではないですか。

委員長

それでは、職務内容を次のとおりとする。⑥の4番目、「外国語指導と児童生徒等の交流」と変更するという事です。

教育長

その前の「と」を「や」に換えなさいという意見もでていますが。

鹿野副参事

一番初めにも、「学校行事や」と「や」が入っているので、できれば「外国語指導、指導生徒等の交流」というように「と」等をいれなくて「カンマ」で区切った方がいいのではないのでしょうか。

委員長

「カンマ」もいいのですが、「や」とすると範囲が広がるのです。「外国語指導や」となると他もあるということです。一番初めの「学校行事や」の「や」を取って、学校行事、外国語指導やとすればいいのではないのでしょうか。

( 協 議 中 )

委員長

もう一度確認します。学校行事、特別活動等の教育活動における外国語指導や児童生徒等との交流でよろしいですか。

教育長

52ページの表の下に、「気候等の特殊事情がある場合は認める。」という表現と53ページが一番下の「なお、気候等の地理的条件等の特殊事情がある場合は、乗車も可能とする。」同じような表現であるが、52ページには地理的条件等は、52ページには入らないのには何か理由がありますか。

委員長

52ページの検討委員会の結果として、案として出されたものが、審議した結果、そこに地理的条件というのを入れるということで、深まったわけです。それでよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

図書館長

49ページの下の関係法令及び基準等で、図書館補助員配置基準ですが、頭に学校か何か入るのかなと思うのですが、入らなくていいのでしょうか。

鹿野副参事

はい、調べておきます。

委員長

図書館補助配置基準ですが、大崎市の要項なので、他の部分では図書館補助員配置基準というのは出てこないと思います。では、正式な名称を確認お願いします。

他にございませんか。

教 育 長	70ページですが、ここだけかと思うのですが、「民間手法の活用を」という表現があります。現在の現状では、岩出山給食センターや大崎南給食センターでこれを実施しているわけですが、田尻給食センターのことも入れたほうがいいのではないのでしょうか。
生涯学習課長	71ページの現状のところプラスをしまして、岩出山給食センターと大崎南給食センターは民間委託していると、田尻給食センターも近々予定しているという表現を入れた方がより丁寧になると思います。
委 員 長	そうしますと70ページの学校給食基本構想・基本計画のところ述べるわけですか。
教 育 長	「民間活用を検討していく。」と書いてあります、それを受けて71ページで、現状は岩出山給食センターと大崎給食南センターで既に民間委託をしているということと、田尻給食センターも導入を進めようとしていることの表現を71ページか、あるいは、具体的には73ページのDエリアに入れて、岩出山学給食センターで書くか。
教育総務課長	71ページの現状の総括のところ、今の話題を書き加えたいと思います。個別の所になりますと、3か所に今の様な表現が入りますので、それよりは、ここで一本にまとめた方が、読む方も分かりやすいですし、全体がつかめると思います。
委 員 長	それでは71ページの現状のところ、三つのセンターの例を挙げて、岩出山、大崎南給食センターは民間委託に移行しているが、田尻給食センターは民間委託を進めているところで、どのような表現にするか。そここのところを纏めてください。
戸 島 委 員	71ページの現状の一番最後のところなのですが、「また、東日本大震災による福島第一原発の放射能汚染が問題視されており、より安全な食材の確保が求められている。」とありますが、文章として、おかしいのではないのでしょうか。福島原発の汚染が我々には問題ではないので、その下の課題の安全な食材の提供とあるように、「福島第一原発事故による」と直した方がいいと思います。
鹿野副参事	はい、訂正いたします。
委 員 長	次の4ページに入ります。
戸 島 委 員	90ページを見てください。NO37です。第9項の最終行のところ、放射能汚染対策として、学校や幼稚園において、定期的に測定を実施し公表していると、今回加わったのですが、これを加えたからには、具体的方策の中に、この対策を書かなくてはならないのではと思います。
柴 原 次 長	当然だと思いますので、具体的方策の下に、例えば一般論でいうと国の基準を上回る所、マイクロスポット等もそうですが、除染等を進めるなどの表現を入れていこうと思います。現状の所にあるのに、課題と具体的方策にないというのは、おかしいので、これはきちんと入れなくてはならないと思います。
委 員 長	課題に短期的、長期的、放射能線量の測定と必要な対策を入れ、それで具体的方策として、安全基準を上回った場合には、計画的に除染を進めるということを加えるということです。
鹿野副参事	71ページで、先ほど一番下に安全な食材の提供という形で、対にしている、同じ様な形で、このぐらいの量で載せたいと思います。
委 員 長	5ページに入ります。

生涯学習課長

82ページの現状の6行目、「平成23年度中を目途に」という言葉が入っているのですが、入っていても問題ないですかね。取ってしまってもいいのではないですか。

教育総務課長

それでは「平成23年度中」を削除し、ここの部分は、「様々な被害が発生しており、災復旧工事に取り組んでいるところである。」と訂正しますしょう。

委員長

では「平成23年度中を」削除するでいいですね。

ひと通り、この間に話しをしたところは修正していただいて出させていただきました。新たにまた出てまいりましたが、大変申し訳ないですが、更に作っていただいて、整備指針を案というものにしてお出ししていただければよろしいと思います。本来は今日、指針を決定したい訳ですが、現物がなくて、それは出来かねるので案を提出していただいたところで、次回4月の定例会で、委員会としての指針策定を決定したいと思います。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

1つ確認をさせていただきたいと思います。こちらは24年度の3月の策定という形の基で作っているのですが、ほとんど23年度中とか現在というものは23年度の部分が出ております。それを訂正するとなると、いろんな所が変えなくてはいけない部分が数か所出てくると思います。それは、今回の案のままの物でよろしいでしょうか。平成23年度の3月提出のものでよろしいでしょうか。

委員長

復唱いたします。平成23年度の3月にこれを作成するというのでやってきたので、それを基準にして、それが4月にずれ込むと全て修正しなくてはならないということです。

それでは、3月26日に17時20分にグラント平成で、臨時教育委員会を開くので、それまで案をつくってもらってよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、以上で終わります。

## 報告事項

委員長

次に報告事項に入ります。

1カ件目 大崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、説明願います。

教育総務課長

大崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、報告します。

内容は、学校の報酬額です。これまでは、学校の児童数に応じて基本額が2カ件になるものを、一種類にまとめたというところがございます。資料にまとめたということです。このことについては、学校の懇談会等でも統一した方がよろしいのではないかという意見も出されておまして、今回、統一を実施したところであります。これを統一したことによりまして、全体の報酬額が147万円程増えたという形になります。よろしくお願います。

委員長

ご質問ありますか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑がないようですので、1カ件目の報告を終わります。

<p>委員長</p> <p>教育総務課長</p> <p>委員長</p>	<p>2カ件目、大崎市特別職の職員で非常勤のものの日額報酬に関する規則の一部を改正する規則について、説明願います。</p> <p>大崎市特別職の職員で非常勤のものの日額報酬に関する規則の一部を改正する規則について、報告します。</p> <p>大崎市学校教育整備指針審議会条例が平成24年3月31日をもって失効することから、大崎市特別職職員の非常勤のものの日額報酬に関する規則の別表中、学校教育環境整備指針審議会委員の枠を削ることについて、事務手続きを行うことを報告するものです。</p> <p>ご質問ありますか。</p> <p style="text-align: center;">（「質疑なし」の声あり）</p> <p>質疑がないようですので、2カ件目の報告を終わります。</p> <p>以上で、本日の教育委員会定例会を終了します。</p>
<p>閉会</p>	<p>この会議録の作成者は次のとおりである。</p> <p>教育総務課 総務担当 係長 高橋 泰彦</p> <p>上記記録の正確なることを認め、ここに署名する。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p><u>委員長</u></p> <p><u>署名委員</u></p>